

伊 勢 市 公 報

第 299 号
平成 30 年 4 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	3
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 平成 29 年度補正予算の要領について	5
○ 平成 30 年度当初予算の要領について	35
○ 伊勢市立学校施設の使用料の収納の事務の委託について	65
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	66
○ 市道の路線の認定について	67
○ 道路の区域の決定について	69
○ 道路の供用開始について	70
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	71
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて	72
・ 候補者届出書等の提出場所について	73
○ 豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	74
・ 選挙長の行う告示の方法について	75
・ 候補者届出書等の提出場所について	76
・ 候補者届出書等の様式について	77
・ 投票用紙等に押すべき印について	78
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	80
・ 選挙立会人の選任について	81
・ 投票用紙の様式について	82
豊浜土改選第 1 選挙区選挙長告示	
○ 豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙長関係	
・ 候補者の届出について	84
・ 無投票の確定について	86
・ 選挙会の日時及び場所について	87
豊浜土改選第 2 選挙区選挙長告示	
○ 豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙長関係	
・ 候補者の届出について	88
・ 無投票の確定について	90
・ 選挙会の日時及び場所について	91
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	92
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	93

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について 94
- 流域関連公共下水道の供用開始について 96

公 告

- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 97
- 公示送達 98
- まちづくり協議会の公告事項の変更について 99
- 第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画の公表について 100

伊勢市告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 30 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 世古口 光 生

伊勢市御菌町王中島 1002 番地

変更後 世古口 孝

伊勢市御菌町王中島 854 番地

伊勢市告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 30 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 保 和

伊勢市西豊浜町 1389 番地 2

変更後 藤 原 正 文

伊勢市西豊浜町 107 番地 2

伊勢市告示第 35 号

平成 30 年 3 月 26 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 29 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 30 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成29年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,078,910千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,611,755千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,440,000	150,000	16,590,000
	1 市民税	7,204,000	84,000	7,288,000
	2 固定資産税	6,715,796	68,000	6,783,796
	3 軽自動車税	334,000	18,000	352,000
	4 市たばこ税	767,204	△20,000	747,204
2 地方譲与税		319,001	5,000	324,001
	1 地方揮発油譲与税	104,000	△10,000	94,000
	2 自動車重量譲与税	215,000	15,000	230,000
3 利子割交付金		12,000	20,000	32,000
	1 利子割交付金	12,000	20,000	32,000
4 配当割交付金		78,000	△8,000	70,000
	1 配当割交付金	78,000	△8,000	70,000
6 地方消費税交付金		1,896,000	104,000	2,000,000
	1 地方消費税交付金	1,896,000	104,000	2,000,000
8 自動車取得税交付金		95,000	15,000	110,000
	1 自動車取得税交付金	95,000	15,000	110,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000	2,334	82,334
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000	2,334	82,334
10 地方特例交付金		71,000	2,897	73,897
	1 地方特例交付金	71,000	2,897	73,897
11 地方交付税		10,234,763	115,237	10,350,000
	1 地方交付税	10,234,763	115,237	10,350,000
12 交通安全対策特別交付金		19,000	△3,282	15,718
	1 交通安全対策特別交付金	19,000	△3,282	15,718
13 分担金及び負担金		907,687	△34,844	872,843
	1 負担金	907,687	△34,844	872,843
14 使用料及び手数料		365,386	△8,229	357,157
	1 使用料	307,531	△8,161	299,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手数料	57,855	△68	57,787
15 国庫支出金		6,636,498	△289,950	6,346,548
	1 国庫負担金	5,534,060	△24,231	5,509,829
	2 国庫補助金	1,061,235	△259,769	801,466
	3 委託金	41,203	△5,950	35,253
16 県支出金		3,536,759	△124,094	3,412,665
	1 県負担金	2,072,514	△32,926	2,039,588
	2 県補助金	1,191,063	△73,845	1,117,218
	3 委託金	273,182	△17,323	255,859
17 財産収入		234,483	4,489	238,972
	1 財産運用収入	57,961	△8,979	48,982
	2 財産売却収入	176,522	13,468	189,990
18 寄附金		71,092	500	71,592
	1 寄附金	71,092	500	71,592
19 繰入金		3,121,618	△1,397,645	1,723,973
	1 基金繰入金	3,121,618	△1,397,645	1,723,973
20 繰越金		220,718	199,020	419,738
	1 繰越金	220,718	199,020	419,738
21 諸収入		2,135,260	61,357	2,196,617
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000	22,000	72,000
	2 市預金利子	1,000	△746	254
	4 受託事業収入	297	33	330
	5 雑入	2,072,395	40,070	2,112,465
22 市債		7,146,400	△892,700	6,253,700
	1 市債	7,146,400	△892,700	6,253,700
歳入合計		53,690,665	△2,078,910	51,611,755

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		355,493	△13,082	342,411
	1 議会費	355,493	△13,082	342,411
2 総務費		6,278,223	△406,202	5,872,021
	1 総務管理費	5,190,824	△304,328	4,886,496
	2 徴税費	457,197	△7,088	450,109
	3 戸籍住民基本台帳費	339,829	△36,354	303,475
	4 選挙費	233,428	△57,084	176,344
	5 統計調査費	23,927	△1,336	22,591
	6 監査委員費	33,018	△12	33,006
	3 民生費		19,101,581	△296,877
1 社会福祉費		5,190,809	△11,494	5,179,315
	2 老人福祉費	4,104,889	△62,912	4,041,977
	3 児童福祉費	7,341,299	△201,268	7,140,031
	4 生活保護費	2,260,089	4,414	2,264,503
	5 人権政策費	72,668	△1,197	71,471
	6 国民年金事務費	14,837	△200	14,637
	7 災害救助費	116,990	△24,220	92,770
	4 衛生費		5,529,995	△183,099
1 保健衛生費		3,818,652	△110,463	3,708,189
	2 清掃費	1,711,343	△72,636	1,638,707
5 労働費		59,493	△1,617	57,876
	1 労働諸費	59,493	△1,617	57,876
6 農林水産業費		1,219,882	△312,606	907,276
	1 農業費	1,100,639	△317,653	782,986
	2 林業費	51,761	11,785	63,546
	3 水産業費	67,482	△6,738	60,744
7 商工費		435,931	△14,238	421,693
	1 商工費	435,931	△14,238	421,693
8 観光費		663,197	△18,505	644,692
	1 観光費	663,197	△18,505	644,692

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土木費		5,422,944	△465,893	4,957,051
	1 土木管理費	307,851	△19,079	288,772
	2 道路橋梁費	1,260,050	△213,958	1,046,092
	3 河川費	851,700	△47,008	804,692
	4 港湾海岸費	20,707	△5,761	14,946
	5 都市計画費	2,674,292	△128,967	2,545,325
	6 住宅費	308,344	△51,120	257,224
10 消防費		3,002,040	△35,010	2,967,030
	1 消防費	3,002,040	△35,010	2,967,030
11 教育費		5,424,081	△292,030	5,132,051
	1 教育総務費	1,040,428	△47,388	993,040
	2 小学校費	685,256	△12,714	672,542
	3 中学校費	1,669,881	△145,107	1,524,774
	4 幼稚園費	139,434	△20,952	118,482
	5 社会教育費	547,188	△19,940	527,248
	6 保健体育費	1,341,894	△45,929	1,295,965
12 災害復旧費		620,815	△15,958	604,857
	1 農林水産業施設災害復旧費	238,088	△2,000	236,088
	2 公共土木施設災害復旧費	364,415	△12,457	351,958
	3 文教施設災害復旧費	18,309	△1,501	16,808
13 公債費		5,515,988	△23,793	5,492,195
	1 公債費	5,515,988	△23,793	5,492,195
歳 出 合 計		53,690,665	△2,078,910	51,611,755

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	補正前	1,788,944	平成 29 年度	796,792
					平成 30 年度	992,152
			補正後	1,652,125	平成 29 年度	659,973
					平成 30 年度	992,152
1 1 教育費	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業	補正前	3,957,878	平成 29 年度	1,187,365
					平成 30 年度	2,770,513
			補正後	3,560,754	平成 29 年度	1,042,688
					平成 30 年度	2,518,066

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	12,800
		病院事業出資金	610,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業補助金	1,854
		県営事業負担金	5,310
	2 林業費	環境保全林管理経費	2,263
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	13,887
9 土木費	3 河川費	排水機場維持管理経費	133,103
		排水施設整備事業	73,130
	4 港湾海岸費	県営事業地元負担金	1,080
	5 都市計画費	県営事業地元負担金	14,100

款	項	事業名	金額 (千円)
9 土木費	5 都市計画費	高向小俣線ほか1線整備事業	63,538
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	41,600
12 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	漁港等災害復旧事業	4,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	公営住宅災害復旧事業	20,000
	3 文教施設 災害復旧費	公立学校施設災害復旧事業	7,800

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	補正前	5,400
			補正後	9,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	補正前	13,500
			補正後	51,300
12 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧 事業	補正前	160,000
			補正後	173,700
	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	119,600
			補正後	128,335

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
健 幸 ポ イ ン ト 事 業 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年度 至 平成31年度	15,335
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 務 委 託 (平成29年度債務負担行為その3)	自 平成29年度 至 平成30年度	73,585

廃 止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
高 齢 者 福 祉 シ ス テ ム 導 入 業 務 委 託	自 平成29年度 至 平成30年度	8,553
豊 浜 中 学 校 ・ 北 浜 中 学 校 統 合 校 整 備 事 業	自 平成29年度 至 平成30年度	260,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 収 納 代 行 業 務 委 託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年度 至 平成35年度	46,559	自 平成29年度 至 平成35年度	44,769
住 民 票 交 付 等 窓 口 業 務 委 託 に 係 る 経 費 (平成29年度債務負担行為)	自 平成30年度 至 平成32年度	162,697	自 平成30年度 至 平成32年度	160,025
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 務 委 託 (平成29年度債務負担行為その1)	自 平成29年度 至 平成32年度	261,220	自 平成29年度 至 平成32年度	195,915

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
観光客実態調査業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年度 至 平成30年度	5,184	自 平成29年度 至 平成30年度	3,878
緊急連絡メール配信業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年度 至 平成34年度	10,114	自 平成29年度 至 平成34年度	6,462

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業債	90,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
清掃運搬施設整備事業債	9,400
河川等整備事業債	70,500
公営住宅整備事業債	43,600

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	3,963,400	3,308,400
水道事業出資債	25,000	12,800
土地改良事業債	16,800	8,900
農道・農業用排水路整備事業債	49,400	32,000
漁港整備事業債	11,200	10,300
街路整備事業債	20,700	11,700
学校教育施設等整備事業債	761,900	618,000
臨時財政対策債	1,900,000	1,980,000
災害復旧事業債	164,000	71,100

平成 29 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、459,337 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,217,269 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,821,734	△297,193	2,524,541
	1 国民健康保険料	2,821,734	△297,193	2,524,541
2 国民健康保険税		349	△3	346
	1 国民健康保険税	349	△3	346
3 国庫支出金		3,085,041	△62,413	3,022,628
	1 国庫負担金	2,316,122	△50,609	2,265,513
	2 国庫補助金	768,919	△11,804	757,115
4 療養給付費等交付金		261,385	△64,033	197,352
	1 療養給付費等交付金	261,385	△64,033	197,352
5 前期高齢者交付金		4,115,996	2,514	4,118,510
	1 前期高齢者交付金	4,115,996	2,514	4,118,510
6 県支出金		733,463	△18,530	714,933
	1 県負担金	114,163	△9,531	104,632
	2 県補助金	619,300	△8,999	610,301
7 共同事業交付金		3,212,100	△184,899	3,027,201
	1 共同事業交付金	3,212,100	△184,899	3,027,201
9 繰入金		1,305,275	△2,133	1,303,142
	1 他会計繰入金	905,275	△2,133	903,142
10 繰越金		120,860	140,444	261,304
	1 繰越金	120,860	140,444	261,304
11 諸収入		20,191	26,909	47,100
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560	20,369	24,929
	3 雑入	15,621	6,540	22,161
歳入合計		15,676,606	△459,337	15,217,269

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		199,979	△4,834	195,145
	1 総務管理費	172,137	△4,834	167,303
2 保険給付費		9,517,181	△240,000	9,277,181
	1 療養諸費	8,298,450	△200,000	8,098,450
	2 高額療養費	1,166,100	△30,000	1,136,100
	3 移送費	311	0	311
4 出産育児諸費		40,320	△10,000	30,320
	4 出産育児諸費	40,320	△10,000	30,320
3 後期高齢者支援金等		1,647,609	△4,746	1,642,863
	1 後期高齢者支援金等	1,647,609	△4,746	1,642,863
4 前期高齢者納付金等		5,941	63	6,004
	1 前期高齢者納付金等	5,941	63	6,004
6 介護納付金		635,767	△6,117	629,650
	1 介護納付金	635,767	△6,117	629,650
7 共同事業拠出金		3,306,079	△190,000	3,116,079
	1 共同事業拠出金	3,306,079	△190,000	3,116,079
8 保健事業費		193,131	△13,703	179,428
	1 特定健康診査等事業費	172,573	△12,260	160,313
	2 保健事業費	20,558	△1,443	19,115
歳出合計		15,676,606	△459,337	15,217,269

平成29年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、93,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,060,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,222,723	△11,065	1,211,658
	1 後期高齢者医療保険料	1,222,723	△11,065	1,211,658
2 繰入金		1,741,900	△7,971	1,733,929
	1 一般会計繰入金	1,741,900	△7,971	1,733,929
3 繰越金		10	49,934	49,944
	1 繰越金	10	49,934	49,944
4 諸収入		2,811	62,563	65,374
	1 延滞金、加算金及び過料	1	210	211
	2 雑入	2,810	62,353	65,163
歳入合計		2,967,444	93,461	3,060,905

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,549	△1,682	52,867
	1 総務管理費	49,313	△1,218	48,095
	2 徴収費	5,236	△464	4,772
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,909,070	29,674	2,938,744
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,909,070	29,674	2,938,744
4 諸支出金		2,820	65,469	68,289
	1 償還金及び還付加算金	2,820	65,469	68,289
歳出合計		2,967,444	93,461	3,060,905

平成29年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、106,558千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,308,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,641,938	19,734	2,661,672
	1 介護保険料	2,641,938	19,734	2,661,672
2 国庫支出金		3,277,988	△291,825	2,986,163
	1 国庫負担金	2,513,705	△275,461	2,238,244
	2 国庫補助金	764,283	△16,364	747,919
3 支払基金交付金		3,571,028	△108,840	3,462,188
	1 支払基金交付金	3,571,028	△108,840	3,462,188
4 県支出金		1,637,387	173,629	1,811,016
	1 県負担金	1,571,066	177,886	1,748,952
	2 県補助金	66,321	△4,257	62,064
5 財産収入		500	△56	444
	1 財産運用収入	500	△56	444
6 繰入金		2,167,233	△231,313	1,935,920
	1 一般会計繰入金	1,971,470	△35,550	1,935,920
	2 基金繰入金	195,763	△195,763	0
7 繰越金		119,247	329,426	448,673
	1 繰越金	119,247	329,426	448,673
8 諸収入		5	2,687	2,692
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1,443	1,444
	3 雑入	3	1,244	1,247
歳入合計		13,415,326	△106,558	13,308,768

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		313,016	△11,681	301,335
	1 総務管理費	157,997	△2,218	155,779
	3 介護認定諸費	138,465	△9,463	129,002
2 保険給付費		12,568,528	△136,220	12,432,308
	1 介護サービス等諸費	12,568,528	△136,220	12,432,308
3 地域支援事業費		407,810	△47,953	359,857
	1 地域支援事業費	407,810	△47,953	359,857
4 基金積立金		500	89,296	89,796
	1 基金積立金	500	89,296	89,796
歳出合計		13,415,326	△106,558	13,308,768

平成 29 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算(第 1 号)

平成 29 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2, 226 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9, 391 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		692	△17	675
	1 県補助金	692	△17	675
3 財産収入		26	△9	17
	1 財産運用収入	26	△9	17
4 繰入金		1,235	△1,235	0
	1 基金繰入金	1,235	△1,235	0
5 繰越金		100	3,487	3,587
	1 繰越金	100	3,487	3,587
歳入合計		7,165	2,226	9,391

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,778	2,226	6,004
	1 総務管理費	3,778	2,226	6,004
歳出合計		7,165	2,226	9,391

平成29年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、113,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、614,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		496,000	34,000	530,000
	1 事業収入	496,000	34,000	530,000
2 繰越金		5,000	79,566	84,566
	1 繰越金	5,000	79,566	84,566
3 財産収入		122	8	130
	1 財産運用収入	122	8	130
4 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0
歳入合計		501,132	113,564	614,696

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		501,107	113,564	614,671
	1 管理費	501,107	113,564	614,671
歳出合計		501,132	113,564	614,696

平成29年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、890,112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、156,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		67,354	△31,815	35,539
	1 財産運用収入	5,149	362	5,511
	2 財産売払収入	62,205	△32,177	30,028
2 繰入金		979,494	△858,296	121,198
	1 基金繰入金	979,494	△858,296	121,198
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		1,046,850	△890,112	156,738

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,046,850	△890,112	156,738
	1 管理費	67,356	△31,816	35,540
	2 事業費	979,494	△858,296	121,198
歳出合計		1,046,850	△890,112	156,738

平成29年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成29年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	76,650人	△ 5,480人	71,170人
	外来	127,124人	1,272人	128,396人
	健診・ドック	13,663人	1,224人	14,887人
(3) 1日平均患者数	入院	210人	△ 15人	195人
	外来	521人	5人	526人
	健診・ドック	47人	5人	52人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業		4,197,250 千円	△ 206,107 千円	3,991,143 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	6,663,501	△ 168,829	6,494,672
第1項	医業収益	5,305,077	△ 213,960	5,091,117
第2項	健診収益	318,577	14,534	333,111
第3項	医業外収益	1,039,747	30,597	1,070,344

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	6,938,567	△ 130,180	6,808,387
第1項	医業費用	6,092,979	△ 106,448	5,986,531
第2項	健診費用	169,103	△ 8,584	160,519
第3項	医業外費用	675,385	△ 15,148	660,237

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 206,176 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 206,176 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	4,496,843	△ 174,053	4,322,790
第1項	負担金	133,743	7,320	141,063
第2項	企業債	3,049,400	△ 155,400	2,894,000
第3項	寄附金	13,000	11,561	24,561
第4項	出資金	983,100	△ 51,800	931,300
第5項	国庫補助金	251,000	1,000	252,000
第6項	基金繰入金	63,000	7,320	70,320
第7項	投資償還金	3,600	2,760	6,360
第8項	県補助金	0	3,186	3,186

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,707,012	△ 178,046	4,528,966
第1項	建設改良費	4,374,119	△ 206,874	4,167,245
第4項	基金積立金	79,600	28,828	108,428

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
新病院建設事業	2,949,400	△ 155,400	2,794,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,886,732	△ 106,847	3,779,885
(2) 交際費	2,000	1,000	3,000

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
たな卸資産購入限度額	1,143,568	△ 3,550	1,140,018

平成29年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給水戸数	56,206 戸	316 戸	56,522 戸
(2) 総給水量	16,200 千m ³	128 千m ³	16,328 千m ³
(3) 一日平均給水量	44,383 m ³	351 m ³	44,734 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 原水施設更新事業 イ 送配水管・施設新設及び更新事業	53,460 千円 1,063,612 千円	△6,409 千円 △24,817 千円	47,051 千円 1,038,795 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業収益	2,824,220	33,999		2,858,219
第1項 営業収益	2,550,114	9,376		2,559,490
第2項 営業外収益	271,913	16,877		288,790
第3項 簡易水道収益	2,193	△12		2,181
第4項 特別利益	0	7,758		7,758

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,509,600	△97,293		2,412,307
第1項 営業費用	2,347,371	△94,666		2,252,705
第2項 営業外費用	146,112	△2,606		143,506
第3項 簡易水道費用	6,117	△21		6,096

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,695,605千円」を「1,529,920千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	488,189	125,208	613,397
第1項	企業債	284,700	25,000	309,700
第2項	負担金	178,489	14,375	192,864
第3項	出資金	25,000	△12,200	12,800
第4項	固定資産売却代金	0	98,033	98,033

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,183,794	△40,477	2,143,317
第1項	建設改良費	1,866,435	△36,060	1,830,375
第2項	償還金	317,359	△4,417	312,942

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	195,000	220,000

平成29年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	23,108戸	78戸	23,186戸
(2) 総排水量	6,502千m ³	△11千m ³	6,491千m ³
(3) 一日平均排水量	17,814m ³	△29m ³	17,785m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,666,284千円	16,508千円	2,682,792千円
オ ポンプ場更新事業	67,162千円	10,000千円	77,162千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,718,341	△13,437	3,704,904
第1項 営業収益	1,322,471	1,557	1,324,028
第2項 営業外収益	2,395,870	△14,994	2,380,876

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,411,556	△41,417	3,370,139
第1項 営業費用	2,823,484	△21,031	2,802,453
第2項 営業外費用	578,072	△20,386	557,686

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,429,879千円」を「1,431,934千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3,300,085	18,009	3,318,094
第1項 企 業 債	2,051,600	5,000	2,056,600
第2項 負 担 金	258,485	6,409	264,894
第3項 国 庫 補 助 金	990,000	6,600	996,600

(単位 千円)

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	4,729,964	20,064	4,750,028
第1項 建 設 改 良 費	3,455,142	21,864	3,477,006
第4項 諸 支 出 金	2,800	△1,800	1,000

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
流域関連公共下水道事業	1,498,500	1,503,500

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	582,830	7,446	590,276

平成 29 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 29 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、198,852 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,810,607 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,350,000	30,452	10,380,452
	1 地方交付税	10,350,000	30,452	10,380,452
15 国庫支出金		6,346,548	38,500	6,385,048
	2 国庫補助金	801,466	38,500	839,966
22 市債		6,253,700	129,900	6,383,600
	1 市債	6,253,700	129,900	6,383,600
歳入合計		51,611,755	198,852	51,810,607

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		907,276	111,352	1,018,628
	1 農業費	782,986	111,352	894,338
9 土木費		4,957,051	87,500	5,044,551
	5 都市計画費	2,545,325	87,500	2,632,825
歳出合計		51,611,755	198,852	51,810,607

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	3,360
9 土木費	5 都市計画費	街路整備事業	87,500

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	補正前	5,310
			補正後	113,302

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
市町村合併特例事業債	3,308,400	3,354,900
土地改良事業債	8,900	92,300

伊勢市告示第 36 号

平成 30 年 3 月 26 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 30 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 30 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成30年度 伊勢市一般会計予算

平成30年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,973,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,150,000
	1 市民税	7,152,000
	2 固定資産税	6,535,413
	3 軽自動車税	356,000
	4 市たばこ税	740,587
	5 入湯税	23,000
	6 都市計画税	1,343,000
2 地方譲与税		330,001
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		30,000
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		55,000
	1 配当割交付金	55,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,000
6 地方消費税交付金		2,060,000
	1 地方消費税交付金	2,060,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000
8 自動車取得税交付金		135,000
	1 自動車取得税交付金	135,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000
10 地方特例交付金		75,000
	1 地方特例交付金	75,000
11 地方交付税		9,750,000
	1 地方交付税	9,750,000
12 交通安全対策特別交付金		17,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金	17,000
		929,211
14 使用料及び手数料	1 負担金	929,211
		359,123
	1 使用料	302,005
15 国庫支出金	2 手数料	57,118
		6,717,184
	1 国庫負担金	5,694,387
16 県支出金	2 国庫補助金	983,891
	3 委託金	38,906
		3,127,935
17 財産収入	1 県負担金	1,985,261
	2 県補助金	905,748
	3 委託金	236,926
18 寄附金		78,739
	1 財産運用収入	50,528
19 繰入金	2 財産売却収入	28,211
		70,002
20 繰越金	1 寄附金	70,002
		5,497,091
21 諸収入	1 基金繰入金	5,386,315
	2 特別会計繰入金	110,776
22 市債		50,000
	1 繰越金	50,000
		582,256
	1 延滞金、加算金及び過料	30,000
	2 市預金利子	1,000
	9,684	
	25,297	
	516,275	
	8,811,000	

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,216,938
	3 河川費	852,379
	4 港湾海岸費	25,564
	5 都市計画費	2,876,658
	6 住宅費	298,678
10 消防費		2,353,693
	1 消防費	2,353,693
11 教育費		7,521,648
	1 教育総務費	1,137,535
	2 小学校費	1,165,393
	3 中学校費	3,178,706
	4 幼稚園費	138,761
	5 社会教育費	567,862
	6 保健体育費	1,333,391
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,638,117
	1 公債費	5,638,117
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	54,973,542

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
9 土木費	3 河川費	排水機場維持管理経費 (ポンプ場機能更新)	146,840	平成30年度	107,029
				平成31年度	39,811
	5 都市計画費	宮川堤公園整備事業	109,500	平成30年度	67,750
				平成31年度	41,750
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業	280,000	平成30年度	189,000
				平成31年度	91,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
公共交通再編事業	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月 31日	18,891
知事及び県議会議員 選挙経費	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月 31日	13,000
障害児放課後等支援事業 運営業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年 4月 1日 至 平成34年 3月 31日	18,081
緊急通報システム管理業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年 4月 1日 至 平成36年 3月 31日	25,920

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
高 齢 者 福 祉 シ ス テ ム 導 入 業 務 委 託	自 平成30年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	8, 5 5 3
寿バス乗車券交付受付業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	5 8 0
子ども・子育て支援事業計画 策 定 業 務 委 託	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	2, 4 2 0
民間保育施設低年齢児 保 育 充 実 事 業	自 平成31年 4月 1日 至 平成33年 3月31日	6 2, 0 0 0
観光客実態調査業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	5, 0 8 2
高向小俣線ほか1線 整 備 事 業 業 務 委 託	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	5 7, 0 0 0
備蓄計画策定業務委託	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	6, 8 0 0
観 光 文 化 会 館 改 修 事 業	自 平成30年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	3 8 2, 5 4 7

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
市町村合併 特例事業債	4,596,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水道事業出資債	29,000			
土地改良事業債	51,600			
農道・農業用排水路 整備事業債	47,700			
漁港整備事業債	50,400			
地方道路等 整備事業債	41,600			
河川等整備事業債	63,900			
港湾改修事業債	12,900			
街路整備事業債	20,200			
公営住宅整備事業債	28,600			
防災対策事業債	14,200			
緊急防災・減災事業債	360,800			
学校教育施設等 整備事業債	1,673,400			
臨時財政対策債	1,820,000			

平成30年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成30年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,010,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,335,206
	1 国民健康保険料	2,335,206
2 国民健康保険税		280
	1 国民健康保険税	280
3 県支出金		9,526,574
	1 県補助金	9,526,574
4 財産収入		130
	1 財産運用収入	130
5 繰入金		1,118,854
	1 他会計繰入金	918,854
	2 基金繰入金	200,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		29,091
	1 延滞金、加算金及び過料	13,460
	2 預金利子	10
	3 雑入	15,621
歳入合計		13,010,136

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		205,109
	1 総務管理費	176,416
	2 賦課徴収費	27,251
	3 運営協議会費	404
4 趣旨普及費		1,038
	1 療養諸費	8,120,139
	2 高額療養費	1,156,500
	3 移送費	308
2 保険給付費		9,319,208
	4 出産育児諸費	30,261
	5 葬祭諸費	12,000
	1 医療給付費分	2,167,779
	2 後期高齢者支援金等分	806,098
3 国民健康保険事業費納付金		3,260,743
	3 介護納付金分	286,866
	1 特定健康診査等事業費	185,183
4 保健事業費		205,185
	2 保健事業費	20,002
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		9,871
	1 償還金及び還付加算金	9,741
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		13,010,136

平成30年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,020,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,262,485
	1 後期高齢者医療保険料	1,262,485
2 繰入金		1,755,312
	1 一般会計繰入金	1,755,312
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,020,118

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		66,961
	1 総務管理費	61,539
	2 徴収費	5,422
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,949,834
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,949,834
3 公債費		3
	1 公債費	3
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,020,118

平成30年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成30年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,489,968千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,780,964
	1 介護保険料	2,780,964
2 国庫支出金		3,325,241
	1 国庫負担金	2,517,448
	2 国庫補助金	807,793
3 支払基金交付金		3,496,807
	1 支払基金交付金	3,496,807
4 県支出金		1,662,620
	1 県負担金	1,573,405
	2 県補助金	89,215
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,223,830
	1 一般会計繰入金	1,990,271
	2 基金繰入金	233,559
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		13,489,968

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		302,253
	1 総務管理費	150,917
	2 徴収費	21,200
	3 介護認定諸費	130,136
2 保険給付費		12,587,240
	1 介護サービス等諸費	12,587,240
3 地域支援事業費		593,474
	1 地域支援事業費	593,474
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		5,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,489,968

平成30年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成30年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		4,702
	1 事業収入	4,702
2 県支出金		667
	1 県補助金	667
3 財産収入		26
	1 財産運用収入	26
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		5,495

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,750
	1 総務管理費	2,750
2 公債費		2,745
	1 公債費	2,745
歳出合計		5,495

平成30年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成30年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ706,459千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		502,000
	1 事業収入	502,000
2 国庫支出金		1,566
	1 国庫補助金	1,566
3 財産収入		173
	1 財産運用収入	173
4 繰入金		197,710
	1 基金繰入金	197,710
5 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
6 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		706,459

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		706,444
	1 管理費	706,444
2 公債費		15
	1 公債費	15
歳出合計		706,459

平成30年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成30年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,316,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		99,505
	1 財産運用収入	5,428
	2 財産売却収入	94,077
2 繰入金		1,216,575
	1 基金繰入金	1,216,575
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,316,082

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		1,316,082
	1 管理費	99,507
	2 事業費	1,216,575
歳出合計		1,316,082

平成30年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 76,125 人
	外 来 125,585 人
	健診・ドック 14,656 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 209 人
	外 来 513 人
	健診・ドック 51 人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業	7,771,010 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	7,288,505
第1項 医 業 収 益	5,380,330
第2項 健 診 収 益	327,944
第3項 医 業 外 収 益	1,159,737
第4項 特 別 利 益	420,494

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,501,049
第1項 医 業 費 用	6,357,454
第2項 健 診 費 用	169,851
第3項 医 業 外 費 用	906,965
第4項 特 別 損 失	1,065,779
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 300,031 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 300,031 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	8,231,353
第1項 負担金	185,560
第2項 企業債	5,707,600
第3項 寄附金	13,000
第4項 出資金	1,835,200
第5項 国庫補助金	405,193
第6項 基金繰入金	63,000
第7項 投資償還金	1,800
第8項 固定資産売却代金	20,000

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	8,531,384
第1項 建設改良費	8,100,342
第2項 企業債償還金	290,242
第3項 投資	63,000
第4項 基金積立金	77,800

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院給食業務委託	自平成31年度 至平成33年度	425,740
新市立伊勢総合病院エネルギーサービス業務委託	自平成31年度 至平成45年度	2,550,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
新病院建設事業	5,505,600			
健診センター改修事業	102,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			3,977,074
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,209
(2)	経営改善のための補助金			510,000

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,188,178 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
建 物 等	新市立伊勢総合病院病棟ほか	一 式
器 械 備 品	放射線治療装置	一 式
	血管撮影装置	一 式
	磁気共鳴診断装置	一 式
	核医学検査装置	一 式
	コンピュータ断層撮影装置	一 式
	X線TV装置	一 式
	生化学自動分析装置	一 式
	検体自動搬送システム	一 式
	電子カルテシステム	一 式
	新病院ネットワークシステム	一 式
	生理検査システム	一 式
	検体検査システム	一 式
	病理検査システム	一 式
	動画管理システム	一 式
	診療画像保存システム	一 式
	健診システム	一 式
	麻酔記録システム	一 式
医療ガス設備	一 式	
電話交換機	一 式	

(2) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
建 物 等	現市立伊勢総合病院病棟ほか	一 式	解 体

平成30年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	56,520 戸
(2) 総 給 水 量	16,041 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,947 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	108,000
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,076,598
ウ 老朽管更新事業	374,759
エ 加圧施設新設・更新事業	88,000
オ 簡易水道施設新設・更新事業	13,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,804,985
第1項 営業収益	2,529,146
第2項 営業外収益	273,647
第3項 簡易水道収益	2,192

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,483,488
第1項 営業費用	2,329,102
第2項 営業外費用	131,508
第3項 簡易水道費用	12,878
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,775,440千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)
(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	494,917
第1項 企業債	300,000
第2項 負担金	165,917
第3項 出資金	29,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	2,270,357
第1項 建設改良費	1,727,652
第2項 投資	200,000
第3項 償還金	342,705

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道施設運転管理業務委託	自 平成30年4月 1日 至 平成36年3月31日	450,000
水道料金納入通知書等作成業務委託	自 平成30年4月 1日 至 平成34年3月31日	23,497

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	287,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるも のとする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
簡易水道事業	13,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	311,029

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、45,000千円と定める。

平成30年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	24,284 戸
(2) 総 排 水 量	6,710 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	18,385 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,684,173
イ 汚水管渠更新事業	60,000
ウ 処理場更新事業	30,000
エ 雨水管渠敷設事業	5,000
オ 雨水管渠更新事業	59,240
カ ポンプ場更新事業	291,867

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 下水道事業収益		3,759,731
第1項 営業収益		1,391,299
第2項 営業外収益		2,368,432

(単位 千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第1款 下水道事業費用		3,473,615
第1項 営業費用		2,908,013
第2項 営業外費用		555,602
第3項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,555,325千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 資本的収入		3,301,486
第1項 企業債		1,997,700
第2項 負担金		275,286
第3項 国庫補助金		1,028,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 8 5 6, 8 1 1
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 4 6 3, 5 7 5
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 3 9 1, 6 8 6
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 諸 支 出 金	1, 0 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
五十鈴川中村浄化センター維持管理業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成31年4月 1日 至 平成36年3月31日	2 2 4, 0 0 0
平成30年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成31年4月 1日 至 平成36年3月31日	1 4 1
平成30年度水洗便所等改造資金助成金	自 平成30年4月 1日 至 平成32年3月31日	1, 1 0 0
平成30年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 平成30年4月 1日 至 平成32年3月31日	1 5 0
茶屋ポンプ場耐震対策工事委託	自 平成31年4月 1日 至 平成32年3月31日	1 3 5, 0 0 0
吹上ポンプ場ほか長寿命化対策工事委託 (第2期)	自 平成31年4月 1日 至 平成32年3月31日	5 8 0, 0 0 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 6 7 9, 3 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し くは低利に借換 えすることができる。
流域下水道事業	3 1 8, 4 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	262,067

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、540,192千円である。

伊勢市告示第 37 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 200 号）第 10 条に規定する使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4

株式会社 スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

2 収納の事務を委託した学校施設

(1) 伊勢市立小俣中学校（体育館、運動場及びテニスコート）

(2) 伊勢市立小俣小学校（体育館及び運動場）

(3) 伊勢市立明野小学校（体育館及び運動場）

3 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 38 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	奥 山 克 久
	伊勢市磯町 936 番地 2
変更後	奥 山 茂
	伊勢市磯町 914 番地

伊勢市告示第 39 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
植山 29-21 号線	植山町字北ノ沢 194 番 53 地先		
	植山町字北ノ沢 441 番地先		
植山 29-22 号線	植山町字北ノ沢 466 番地内		
	植山町字北ノ沢 459 番地内		
下野 29-23 号線	下野町字里裏 355 番 1 地先		
	大湊町字禿松南新田 1260 番 2 地先		
馬瀬 29-24 号線	馬瀬町字丸山 639 番 1 地先		
	大湊町字禿松南新田 1250 番 1 地先		
湯田 29-25 号線	小俣町湯田 1588 番 1 地先		
	上地町字川西 3102 番 21 地先		
上地 29-26 号線	上地町字川西 3102 番 16 地先		
	上地町字川西 3102 番 6 地先		

上地 29-27 号線	上地町字川西 3102 番 15 地先		
	上地町字川西 3102 番 11 地先		
上地 29-28 号線	上地町字奥茂田 1174 番 1 地先		
	上地町字奥茂田 1172 番地先		
宮前 29-29 号線	小俣町宮前 525 番地先		
	小俣町宮前 525 番地先		

伊勢市告示第 40 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	植山 29-21 号線	5.3～13.4	230
市 道	植山 29-22 号線	8.0～12.9	231
市 道	下野 29-23 号線	7.5～7.5	111
市 道	馬瀬 29-24 号線	6.0～6.5	64
市 道	湯田 29-25 号線	6.0～10.0	100
市 道	上地 29-26 号線	6.0～13.0	120
市 道	上地 29-27 号線	6.0～13.0	75
市 道	上地 29-28 号線	6.0～12.5	35
市 道	宮前 29-29 号線	6.0～9.0	33

伊勢市告示第 41 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯田 29-25 号線	小俣町湯田 1588 番 1 地先 上地町字川西 3102 番 21 地先	平成 30 年 4 月 13 日
上地 29-26 号線	上地町字川西 3102 番 16 地先 上地町字川西 3102 番 6 地先	平成 30 年 4 月 13 日
上地 29-27 号線	上地町字川西 3102 番 15 地先 上地町字川西 3102 番 11 地先	平成 30 年 4 月 13 日
上地 29-28 号線	上地町字奥茂田 1174 番 1 地先 上地町字奥茂田 1172 番地先	平成 30 年 4 月 13 日
宮前 29-29 号線	小俣町宮前 525 番地先 小俣町宮前 525 番地先	平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成30年4月12日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成30年4月18日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第23号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 30 年 4 月 25 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに第 23 条の規定による縦覧に供する日及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 被登録資格の決定
の基準となる日 | 平成 30 年 4 月 19 日
(ただし、年齢要件の基準については平成 30 年
4 月 25 日現在満十八年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日 | 平成 30 年 4 月 19 日 |
| 3 縦覧に供する日 | 平成 30 年 4 月 20 日
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 4 縦覧の場所 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 30 年 4 月 25 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届
出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

提出場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 1 階事務室

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 30 年 4 月 19 日任期満了の豊浜土地改良区総代選挙について、下記のとおり
執行します。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- 1 選挙期日 平成 30 年 4 月 18 日 (水)
- 2 投票時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙すべき総代数

選挙区 (投票区)	選挙区域	総代数
第 1 選挙区	西豊浜町、磯町、植山町、小俣町	35 名
第 2 選挙区	東豊浜町、檜原町、御菌町	20 名

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出
場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

提出場所 伊勢市西豊浜町 3044 番地
豊浜地区コミュニティセンター内
豊浜土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき
印を、別紙のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

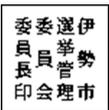
○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月1日

選挙管理委員会訓令第1号

第1条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

第 1 選挙区

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	藤原 誠	省略	荻田 政人

第 2 選挙区

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	古野 義久	省略	辻元 敏一

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記
のとおり選任します。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

第 1 選挙区

選 挙 立 会 人					
住 所	名 前	党派	住 所	名 前	党派
省略	廣垣 逸夫	無	省略	野呂 保範	無

第 2 選挙区

選 挙 立 会 人					
住 所	名 前	党派	住 所	名 前	党派
省略	中村 政行	無	省略	角屋 一樹	無

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

豊浜土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を、別紙のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

平成三十年
執行

豊浜土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第1号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、
別紙のとおり届出がありました。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 藤原 誠

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.12	本人	おおにし つねお 大西 常夫	男	省略	S27.7.26	65	無所属	農業
2	4.12	本人	おくの よしひさ 奥野 喜久	男	省略	S29.9.28	63	無所属	農業兼会社役員
3	4.12	本人	かじの よしかず 梶野 芳和	男	省略	S27.8.21	65	無所属	農業
4	4.12	本人	ふじわら あきら 藤原 陽	男	省略	S26.12.17	66	無所属	農業兼会社員
5	4.12	本人	ひおき たもん 日置 多門	男	省略	S29.8.1	63	無所属	農業
6	4.12	本人	なかにし しげき 中西 重喜	男	省略	S32.4.4	61	無所属	農業
7	4.12	本人	なかにし かずや 中西 和也	男	省略	S28.10.5	64	無所属	農業
8	4.12	本人	おくの さとし 奥野 里路	男	省略	S28.7.1	64	無所属	農業
9	4.12	本人	なかにし かずとし 中西 一俊	男	省略	S27.11.19	65	無所属	農業
10	4.12	本人	おくの ひろのり 奥野 祐則	男	省略	S36.8.16	56	無所属	農業
11	4.12	本人	ふじわら ちょうや 藤原 長哉	男	省略	S29.8.31	63	無所属	農業
12	4.12	本人	なかにし もとのり 中西 源宣	男	省略	S28.10.8	64	無所属	会社員
13	4.12	本人	ひろがき ちょうはち 廣垣 長八	男	省略	S25.2.1	68	無所属	農業
14	4.12	本人	おおなか さとし 大仲 悟	男	省略	S24.10.18	68	無所属	農業
15	4.12	本人	もりい よしのり 森井 義則	男	省略	S25.4.26	67	無所属	農業
16	4.12	本人	もりた なおき 森田 直樹	男	省略	S40.11.21	52	無所属	会社員
17	4.12	本人	おおなか はやと 大仲 逸人	男	省略	S32.2.12	61	無所属	農業
18	4.12	本人	おおなか ふみのり 大仲 文則	男	省略	S22.12.11	70	無所属	農業
19	4.12	本人	おおなか ひろき 大仲 弘紀	男	省略	S37.8.11	55	無所属	農業
20	4.12	本人	ひろがき ゆきのり 廣垣 幸徳	男	省略	S24.7.9	68	無所属	農業
21	4.12	本人	なかにし みのる 中西 稔	男	省略	S29.8.16	63	無所属	農業
22	4.12	本人	のろ まさみ 野呂 晶実	男	省略	S24.12.20	68	無所属	農業
23	4.12	本人	ささき しげと 佐々木 茂人	男	省略	S33.3.2	60	無所属	農業
24	4.12	本人	ささき もとむ 佐々木 源武	男	省略	S26.3.31	67	無所属	農業
25	4.12	本人	ささき さだお 佐々木 貞夫	男	省略	S28.8.19	64	無所属	農業
26	4.12	本人	のろ かつじ 野呂 勝治	男	省略	S28.1.20	65	無所属	農業
27	4.12	本人	おくやま はるかず 奥山 春和	男	省略	S27.4.9	66	無所属	農業
28	4.12	本人	やまもと けんじ 山本 賢次	男	省略	S23.12.19	69	無所属	農業
29	4.12	本人	やすい まさのり 安井 正登	男	省略	S23.4.27	69	無所属	農業
30	4.12	本人	くす じいち 楠 治一	男	省略	S23.10.18	69	無所属	農業
31	4.12	本人	かどや ひきのり 角谷 尚則	男	省略	S42.8.20	50	無所属	会社員兼農業
32	4.12	本人	おおくら みつお 大倉 三夫	男	省略	S31.7.25	61	無所属	農業
33	4.12	本人	みやもと こういち 宮本 功一	男	省略	S24.12.1	68	無所属	農業
34	4.12	本人	はまぐち まこと 濱口 誠	男	省略	S26.10.30	66	無所属	農業
35	4.12	本人	みやげ きよつぐ 三宅 清嗣	男	省略	S24.11.5	68	無所属	農業

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第2号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 藤原 誠

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第3号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 藤原 誠

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成30年4月18日（水）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター内
豊浜土地改良区事務所 |

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第1号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、
別紙のとおり届出がありました。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 義久

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.12	本人	なかぜこ たかし 中世古 隆	男	省略	S28.8.2	64	無所属	会社員兼農業
2	4.12	本人	なかぜこ よしふみ 中世古 好史	男	省略	S23.2.26	70	無所属	農業
3	4.12	本人	やまなか あきまさ 山中 秋政	男	省略	S23.8.23	69	無所属	農業
4	4.12	本人	かどや ひろひさ 角屋 博久	男	省略	S30.1.17	63	無所属	会社員兼農業
5	4.12	本人	なかぜこ ただし 中世古 忠	男	省略	S22.7.24	70	無所属	農業
6	4.12	本人	きだ ときお 木田 登紀生	男	省略	S28.6.25	64	無所属	農業
7	4.12	本人	あらき としひろ 荒木 利弘	男	省略	S29.1.24	64	無所属	農業
8	4.12	本人	つじい いちろう 辻井 一郎	男	省略	S47.9.22	45	無所属	農業
9	4.12	本人	なかむら よしたか 中村 好孝	男	省略	S24.12.6	68	無所属	農業
10	4.12	本人	なかむら みつし 中村 光志	男	省略	S24.5.15	68	無所属	農業
11	4.12	本人	にしむら とよゆき 西村 豊幸	男	省略	S28.2.11	65	無所属	農水産業
12	4.12	本人	きたむら かずひさ 北村 和久	男	省略	S29.9.18	63	無所属	農業
13	4.12	本人	ふるの ひろつぐ 古野 弘嗣	男	省略	S29.5.14	63	無所属	農業
14	4.12	本人	やまだ のぶひと 山田 信人	男	省略	S33.3.16	60	無所属	農業
15	4.12	本人	つじ としひろ 辻 寿弘	男	省略	S33.11.11	59	無所属	農水産業
16	4.12	本人	みなみ たかみち 南 隆通	男	省略	S36.4.30	56	無所属	会社員兼農業
17	4.12	本人	うきょう けんいち 右京 賢一	男	省略	S45.9.11	47	無所属	農業
18	4.12	本人	さかもと ひろふみ 坂本 博文	男	省略	S23.2.13	70	無所属	農業
19	4.12	本人	さかもと たかお 坂本 隆生	男	省略	S39.12.30	53	無所属	農業
20	4.12	本人	みなみ よしお 南 義雄	男	省略	S23.10.22	69	無所属	農業

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第2号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 義久

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第3号

平成30年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成30年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 義久

記

- 1 日 時 平成30年4月18日（水）午前10時
- 2 場 所 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター内
豊浜土地改良区事務所

伊勢市農業委員会告示第 4号

伊勢市農業委員会第148回総会を次のとおり招集します。

平成30年4月9日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成30年4月13日（金）午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（許可権分）
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（許可権分）
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成30年4月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
279	サクセス	伊勢市馬瀬町582番 地3	平成30年4月3日

伊勢市上下水道事業告示第9号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成30年4月11日

伊勢市長 鈴木 健一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
12	西井設備	伊勢市桜木町12番地14	平成30年3月31日
263	株式会社 中島 組 伊勢支店	伊勢市宇治浦田1丁目21 番4号	平成30年3月31日
269	有限会社 都壱 コンストラクシ ョン	松阪市久保町1855番地668	平成30年3月31日
272	夢の住まい三優 ホーム	多気郡明和町大字志貴字 西山443番地	平成30年3月31日
289	株式会社 サン ケンホーム	伊勢市二俣1丁目1番30 号	平成30年3月31日
291	松本住宅設備舗	鳥羽市相差町950番地	平成30年3月31日
304	有限会社 泊工 務店	志摩市阿児町甲賀3099番 地8	平成30年3月31日
344	西村配管 株式 会社	志摩市阿児町神明1499番 地9	平成30年3月31日

384	たかはま工務店	志摩市阿児町鵜方 441 番地 185	平成 30 年 3 月 31 日
-----	---------	------------------------	------------------

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 4 月 13 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 30 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
大湊町、下野町、藤里町、勢田町、岡本 3 丁目、二俣 1 丁目及び小俣町本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 37 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

平成 30 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 38 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度固定資産税・都市計画税督促状（第 4 期）及び平成 29 年度固定資産税・都市計画税督促状（第 4 期）は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 39 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、中島学区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所の所在地

変更前 伊勢市中島 2 丁目 13 番 4 号

変更後 伊勢市二俣 1 丁目 2 番 17 号

伊勢市公告第 40 号

第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画を策定しましたので、伊勢市男女共同参画推進条例（平成 19 年伊勢市条例第 8 号）第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 30 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備え置いて縦覧に供します。